

使用前検査申請内容の変更について

発室発第61号
令和5年8月8日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

令和2年4月17日付け発室発第17号をもって申請（令和4年3月24日付け発室発第176号，令和4年5月10日付け発室発第19号にて記載事項変更）しました東海第二発電所使用前検査申請書の記載事項を変更しましたので，实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請番号

発室発第17号（令和2年4月17日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第176号（令和4年3月24日）

発室発第19号（令和4年5月10日）

(変更前)

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 令和2年 7月1日 至 令和6年 9月※ 場所 東海第二発電所 日立造船株式会社 有明工場
----------------------------	---

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た(令和4年2月28日付け総室発第94号) 発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 令和2年 7月1日 至 令和6年 9月※ 場所 ・東海第二発電所 ・日立造船株式会社 プロセス機器ビジネスユニット
----------------------------	--

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た(令和4年2月28日付け総室発第94号) 発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

2. 変更理由

グループ会社再編による名称変更のため「検査を受けようとする場所」を変更する。

以上